

一仕事、都合上休業ヲ余セリル又異議申出敷コト
一雇傭期間 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日 間

昭和 年 月 日

右 氏 名

合資會社巴組鉄工所

御 中

勞務第三〇九號

昭和三年二月十五日

警視總監 官田 光 雄

2.2 |



3. 2. 23
32

内務大臣 鈴木喜三郎 殿

社 會 局 長 官 殿

北海道 京都 大阪 神奈川

兵庫 愛知 靜岡 福岡 各廳府縣長官 殿

選舉當日公休問題ニ関スル紛議ノ件